

令和8年度刈谷市歴史博物館移動販売出店事業者募集要領

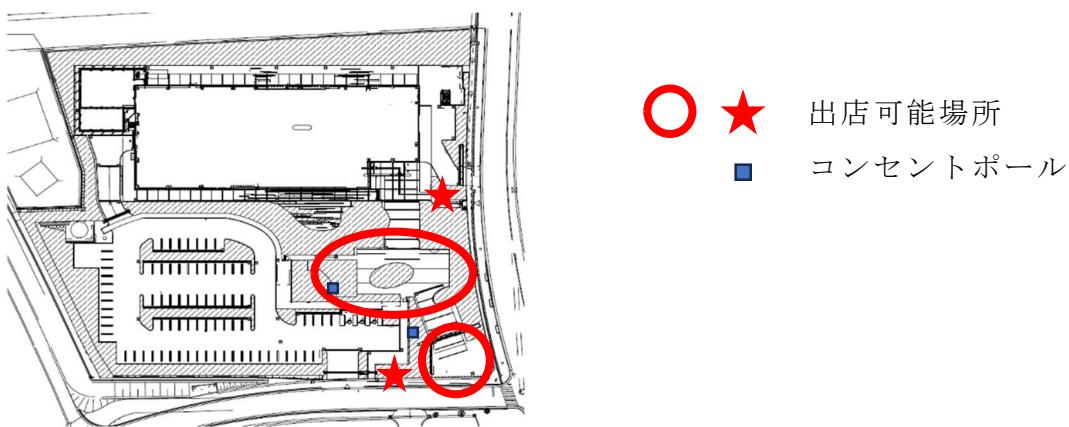
1 事業概要

歴史博物館敷地内において飲食の提供を目的とした移動販売を実施することで、利用者の利便性や歴史博物館の魅力の向上を図り、歴史博物館の利用を促進する。

2 施設の概要

(1) 位置

刈谷市逢妻町4丁目25番地1



(2) 駐車場

専用駐車場あり（81台）

(3) 設備

出店場所には、使用可能な給水、排水設備がないため、出店事業者で用意すること。火気使用不可。（電気ケトル、IHヒーター等は可）トイレは、館内を利用可。机（2台）、丸椅子（10脚）貸出あり。コンセントポールは、100V 1,500Wまで。

3 出店の概要（歴史博物館内の飲食は禁止）

(1) 販売方法

飲食物の提供を目的としたキッチンカー又はテント販売。ただし、アルコール販売、飲食時に手が著しく汚れる飲食物、調理時に煙が出る飲食物は不可。

(2) 出店場所と使用面積

2（1）を参照。（要相談）

1店舗につき約15m²（3m×5m程度）使用可能。

※キッチンカーの場合は、★のいずれか。

(3) 販売時間

歴史博物館開館日の午前9時から午後4時までの希望時間帯。

※準備・片付け時間を含む。

※3月から4月までの亀城公園の刈谷桜まつり期間を除く。

(4) 使用料

1店舗 1,010円/日（電気代を含む）

※雨天や強風の場合は中止とし、使用料は発生しない。

4 出店者の要件

- (1) 公的機関の定める食品営業許可証があること。
- (2) 食品衛生責任者等資格を有すること。
- (3) 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができること。
- (4) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (5) 「刈谷市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置対象となる法人等でないこと。
- (6) 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者、又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者でないこと。

5 出店に対する制限

- (1) 出店について、第三者に権利の譲渡又は転貸等を行うことなく、自ら行うこと。
- (2) アルコール類は販売しないこと。
- (3) 音響設備や拡声器等を使用する場合は、周辺環境への配慮すること。
- (4) キッチンカー等も歴史博物館の景観を構成する重要な要素と捉え、派手な看板や広告幕等を使用しないこと。
- (5) 危険な行為をしないこと。また他の利用者に迷惑をかけないように努めること。
- (6) 出店事業者の行為が当該施設での行為として適切でないと市が判断した場合は、出店の中止等を求めることがある。

6 その他の要件

- (1) 出店事業者の不注意による負傷等は、自己で責任を負うこと。

- (2) 施設・樹木等は大切に取り扱い、破損した場合、利用者との事故または苦情等が発生した場合は速やかに市に連絡するとともに、出店事業者の責任において適切に対処すること。
- (3) 販売中は必ずごみ箱を設置し、事業に伴って発生したごみ等は出店事業者の責任において適正に処理すること。また処理に関する費用は、出店事業者が負担すること。
- (4) プロパンガスを持ち込まないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 必要に応じて、出店事業者及び利用者のアルコール消毒等の感染症対策を適切に行うこと。
- (7) 出店及び食品販売行為に係る出店事業者の故意または過失により発生した事故や苦情に対し、誠意をもって対応し、賠償責任を負うこと。

7 手続きについて

- (1) 手続きの流れ



- (2) 申込方法

以下の書類を（1）の手続きの流れに基づき各窓口にて受付期間までに提出すること。

- ア 出店申込書兼誓約書（様式1）
 - イ 行政財産目的外使用料許可申請書（様式第1号 第8条関係）
 - ウ 食品営業許可証の写し
※有効期限内であることを確認すること。
 - エ 販売状況（車両や看板等の大きさやデザイン等）が確認できる写真・画像
※写真・画像3枚程度をA4サイズにまとめること。
 - オ 販売品目が確認できるチラシ等
※A4サイズにまとめること。
 - カ 過去1年間の移動販売出店実績（場所、回数）
※A4サイズにまとめること。
- ※ウからカまでの書類は、過去に申請した時点と変更がない場合は、省略することができる。

（3）受付期間及び募集方法

下記の期間において、歴史博物館ホームページにて募集する。

第1期（令和8年4月1日～6月30日）

令和8年2月28日（土）から出店希望日の3週間前まで

第2期（令和8年7月1日～9月30日）

令和8年5月29日（金）から出店希望日の3週間前まで

第3期（令和8年10月1日～12月27日）

令和8年8月28日（金）から出店希望日の3週間前まで

第4期（令和9年1月5日～3月31日●）

令和8年11月27日（金）から出店希望日の3週間前まで

●3月から4月までの亀城公園の刈谷桜まつり期間を除く。

※変更がある場合は、市のホームページで周知します。

※先着順での受付を基本とします。

（4）留意事項

- ア 提出された書類は、返却しない。
- イ 申込みに要する一切の費用は、出店事業者の負担とする。
- ウ 出店事業者のやむを得ない都合によりキャンセルするときは、出店日の前日の午後5時までに市へ申し出ること。

（5）問合せ

刈谷市歴史博物館 電話0566-63-6100（直通）